

淡路広域水道企業団水道事業条例

平成 21 年 12 月 25 日

条 例 第 4 号

改正 令和 4 年 2 月 18 日 条例第 1 号 | 令和 6 年 3 月 28 日 条例第 2 号
令和 5 年 2 月 17 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）の規定に基づき、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道事業の設置)

第 2 条 生活用水その他の浄水を洲本市、南あわじ市及び淡路市の市民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第 3 条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成 21 年淡路広域水道企業団条例第 5 号）別表第 1 のとおりとする。

(2) 給水人口は、130,000 人とする。

(3) 1 日最大給水量は、60,000 立方メートルとする。

(組織)

第 4 条 法第 14 条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、企業団に事務局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 水道事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 1,000 万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 50 万円以上のものとする。

る。

(業務状況説明書類の公表)

第8条 企業長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成し、公表する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成し、公表する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、企業長は、できるだけ速やかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(淡路広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の廃止)

2 淡路広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和57年淡路広域水道企業団条例第1号)は、廃止する。

附 則(令和4年2月18日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。